平成２３年（フ）第４７１号
仙台市若林区大和町５丁目23番25―403号
破産者　長谷部昌彦
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
仙台市若林区大和町５丁目23番25―403号
破産者　長谷部美津子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
埼玉県日高市大字南平沢202番地
破産者　青木　有一
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４５１号
埼玉県川越市大字木野目1345番地２
破産者　椿内多喜子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０８号
埼玉県川越市砂新田１丁目７番地９　サンロイヤルマンション402号室、前住所埼玉県川越市砂新田２丁目19番地８　リバプールＮ．302号室
破産者　木谷　哲也
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４０号
埼玉県入間市大字上藤沢566番地１グリーンコートＣ―104
破産者　松村　　浩
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６０号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目13番106号
破産者　福沢　孝子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６２号
埼玉県入間市東藤沢８丁目16番12号
破産者　菊本　清子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第２７２１号
名古屋市中川区江松１丁目901番地　シャトーⅡ103号、住民票上の住所名古屋市中川区東中島町８丁目45番地
破産者　島田　真思
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２０号
愛知県半田市上池町２丁目14番地の１　サンヒルズＡ棟108号
破産者　高江洲　聡
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５６号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号　チサンマンション池下1002号、開始決定時の住所名古屋市千種区池下１丁目４番23号　アミュゾン池下１Ｆ　ＧＵＲＵ　ＧＵＲＵ
破産者　黒崎美樹子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０３号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘６棟104号
破産者　ほぐし専門店スロウこと　濵上千由紀
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５３号
名古屋市港区善進本町500、住民票上の住所名古屋市港区油屋町３丁目41番地の１
破産者　橋口　吉弘
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６６号
名古屋市千種区北千種１丁目２番12号　メゾン北千種２Ｂ号
破産者　鈴木まり子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２２号
愛知県瀬戸市幡山町29番地　リバーサイドＫＥＮＫＯＨ203
破産者　松岡　繁記
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６号
滋賀県湖南市岩根724番地20
破産者　嶋川　正樹
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０９号
神戸市兵庫区浜中町１丁目17番11―707号
破産者　米谷登紀子
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０２号
神戸市北区鳴子１丁目14番地の192
破産者　西川　昭宏
1　決定年月日　平成23年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部